

【別紙】

令和 年 月 日

沖縄県教育委員会 宛て

(住所)

(氏名)

## 同 意 書

私は、私の障害者手帳等に記載された下記1の申告事項に関して、教育委員会が下記2のとおり利用することについて同意し、障害者手帳等の写しを提出します。

記

### 1 申告事項

障害の種別	障害の種類及び程度	等級
<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神		

注1 障害の種別欄は、該当する□に✓を記入してください。

2 障害の種別及び程度欄は、「〇〇機能障害」等を記入してください。

3 等級欄は、「1級」等、障害者手帳に記載されている等級を記入してください。

### 2 利用目的等

- (1) 障害者雇用状況の報告のために用いること
- (2) (1)の利用目的のために、毎年度情報を利用すること
- (3) 教育委員会が、(1)の利用目的のために必要な範囲内で、障害等級の変更、障害者手帳等の更新の有無その他の申告事項の内容の変更について確認する場合があること

# 障害者の雇用の促進等に関する法律第39条第1項の規定による報告のための申告のお願い

沖縄県教育庁学校人事課

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき沖縄県教育委員会には、任用している職員の2.6パーセントの身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用しなければならないという障害者雇用義務が課されています。

また、この障害者雇用義務の達成状況に基づき、障害者雇用状況の報告を行う必要があり、当該報告により障害者雇用義務を果たしていない場合には、厚生労働大臣から勧告がなされることとなっており、県教育委員会は、令和2年及び令和3年に是正勧告がなされています。

つきましては、障害者手帳等（※1）をお持ちの方で、その情報を下記1から3までのとおり利用することについて了承いただける場合には、別紙の同意書に障害者手帳等の写し（※2）を添えて提出し、申告してください。

なお、これは、申告を強制するものではなく、下記1から3までのとおり利用することについて了承いただける場合にのみ申告をお願いするものです。

また、申告があったことを理由として、職場において不利益な取扱いを行うことは、一切ありません。

## 記

### 1 利用目的及び必要な情報

- (1) 利用目的 障害者雇用状況の報告
- (2) 必要な情報

毎年6月1日から7月15日までの間に毎年6月1日における障害者の雇用状況（障害種別・程度ごとの障害者である職員の人数）を厚生労働大臣に報告

### 2 毎年度の利用

障害者雇用状況の報告は、毎年度1回行わなければならないこととされていることから、県教育委員会は、障害者雇用状況の報告等の業務の実施に当たり、今回あなたから申告していただいた情報を、毎年度利用することとなりますので、あらかじめ御了承ください。

なお、県教育委員会が、申告していただいた情報を、本人の同意なく、障害者雇用状況の報告以外の利用目的のために用いることは一切ありません。

### 3 情報の更新

今回申告していただいた情報について、毎年度、障害者雇用状況の報告のために用いるに当たり、内容に変更があると考えられるような場合には、障害者雇用状況の報告の実施に必要な範囲で、変更の有無について確認を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、情報の内容の変更とは、具体的には、障害等級の変更や、有効期限を過ぎた精神障害者保健福祉手帳の更新の有無等を想定しています。このため、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳の有効期限を届け出てください。

また、今回申告していただいた情報について、その内容の正確性を確保する観点から、障害等級に変更があった場合や、精神障害者保健福祉手帳を返却した場

合には、その旨を学校人事課担当者（aa318600@pref.okinawa.lg.jp）まで連絡してください。

- ※1 障害者手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による診断書・意見書（身体障害者に限る。内部障害については指定医のものに限る。）並びに児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書（知的障害者に限る。）をいいます。
- ※2 提出する障害者手帳等の写しは、申告する障害の種別に応じて定める次表の障害者手帳等の障害の種類・等級及び有効期限（精神障害者保健福祉手帳の場合に限る。）を確認できる箇所の写しです。

障害の種別	障害者手帳等
身体障害	身体障害者手帳
	都道府県知事の定める医師が作成した診断書又は意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）
知的障害	都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳
	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターが交付した判定書
精神障害	精神障害者保健福祉手帳

注) 対象となる身体障害は、別添身体障害者障害程度等級表の障害等級の1級から6級までの障害又は7級の障害であって2以上重複しているものです。

**【参考】**

県教育委員会の障害者雇用率 1.78% （令和4年6月1日現在）  
法定障害者雇用率 2.50%

## 障害者手帳等をお持ちの方へ

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳等（以下「障害者手帳等」という。）を有する職員の特性に配慮し、及びその意向を十分に尊重して、県教育委員会及び学校の過重な負担とならない範囲で必要な措置（※）を講ずること及び障害者手帳等を有する職員の相談等に応ずることは、当該職員を任用する教育委員会の義務です。

職場において、障害者でない者との均等な機会や待遇を確保するために必要な措置、能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために必要な措置等がありましたら、学校人事課管理班障害者雇用担当（aa318600@pref.o-kinawa.lg.jp）まで御相談ください。

なお、市町村立学校の職員にあっては、相談の内容等により、市町村教育委員会を案内することがありますので御了承ください。

※ 公的機関における障害者への合理的配慮事例集【第六版】(地方公共団体等)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000750531.pdf>

### ○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）

第36条の3 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつてゐる事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第36条の4 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

（障害者職業生活相談員）

第79条 国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働省令で定める数以上の障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（厚生労働省令で定める者に限る。）に限る。以下この条及び第81条において同じ。）である職員（常時勤務する職員に限る。以下この項及び第81条第2項において同じ。）が勤務する事業所においては、その勤務する職員であつて、厚生労働大臣が行う講習（以下この条において「資格認定講習」という。）を修了したもののその他厚生労働省令で定める資格を有するもののうちから、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者にその勤務する障害者である職員の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。

2・3 （略）

（解雇の届出等）

第81条 （略）

2 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者である職員を免職する場合（職員の責めに帰すべき理由により免職する場合その他厚生労働省令で定める場合を除く。）には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

3 （略）